

令和二年（二〇二〇）三月二十六日発行
『大倉山論集』第六十六輯抜刷
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

近現代日本の公害史研究と公害関係資料

清水善仁

近現代日本の公害史研究と公害関係資料

清水善仁

目次

はじめに

一 公害史研究の成果と課題

(一) 公害とは何か

(二) 公害史研究の視点と主要課題

(三) 公害史研究のあゆみ

(四) 小括

二 公害関係資料の現状と展望―公害資料館の活動を中

心に―

(一) 公害関係資料に対する認識

(二) 公害資料館の設立とその意義

(三) 公害資料館を取り巻く諸問題―アーカイブズ学の観点から―

おわりに

はじめに

近現代の日本に現出した様々な社会問題の一つに公害がある。公害は戦後の高度経済成長の過程で語られることが多いが、実のところ戦前から日本各地で起こっていた。近代化を目指して富国強兵が進められた明治期、工業化の進展とともに各地に工場が建設され、そのなかで大気汚染や水質汚濁等の公害が発生した。大正・昭和期においてもその状況は変わらず、当時の新聞記事には公害に苦しむ市民の声が多数掲載され、公害を発生させた工場や企業はもとより、政府・行政においても様々な対策を進めていたことが看取できる。そして戦後、「四大公害」に代表される公害もまた、工場からの排煙・排水等がもとで発生し、現在に続く多数の被害をもたらしたのである。その意味で、公害は近現代を通じて日本社会の各層に広範な影響を与えていたのであり、当該期の社会や政治・経済に公害が与えた影響は決して小さくない。したがって、これを歴史学の観点から考察することは、近現代日本の国家形成や経済成長のなかで生じた影の部分を明らかにし、当該期の日本社会を複眼的にとらえることにつながる点で重要な研究課題といえる。

その際に不可欠となるのは、公害の記憶を伝える公害関係資料であり、かつそれらを保存・公開する公害資料館の存在である。公害に関する多様な資料が収集・整理・公開されることは、当該研究を進めるために重要な要素であり、近年その環境が整備されつつあることは注目すべき動向である。しかし、公害関係資料の現状や公害資料館の実態についてはいまだよく知られていないという側面も否定できない。そこで、本稿ではまず日本近現代史を中心としたこれまでの公害史研究の成果と課題を明らかにしたうえで、公害資料館の活動を含めた公害関係資料の現状と展望を示

すことで、公害史をめぐる今後の研究の可能性や公害関係資料の保存・公開のあり方等について考察していきたい。

一 公害史研究の成果と課題

(一) 公害とは何か

そもそも公害とは何を指すものなのか。本稿の主題である公害という言葉について、その定義を確認しておきたい。一九九三（平成五）年に制定された環境基本法によれば、「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁〔中略―引用者註、以下同〕、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下〔中略〕及び悪臭によって、人の健康又は生活環境〔中略〕に係る被害が生ずることをいう」とされる。¹⁾ここに規定されている大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭がいわゆる「典型七公害」として位置づけられている。こうした法律による定義のほかに、ここでは研究者による定義として、庄司光・宮本憲一の例を挙げたい。

公害とは、都市化工業化にともなって大量の汚染物の発生や集積の不利益が予想される段階において、生産関係に規定されて、企業が利潤追求のために環境保全や安全の費用を節約し、大量消費生活様式を普及し、国家（自治体をふくむ）が公害防止の政策をおこたり、環境保全の公共支出を十分におこなわぬ結果として生ずる自然および生活環境の侵害であって、それによって人の健康障害または生活困難が生ずる社会的災害である。²⁾

これが環境基本法の定義と異なるのは、大気汚染や水質汚濁等、個別の事象をもって公害を定義としない点である。したがって、この定義に従えば「典型七公害」以外でもこれに当てはまるものは公害として位置づけられるの

である。後に宮本はアスベスト災害や福島第一原発事故を公害として規定しているように、定義に拡がりをもたせている点の特徴である。加えて、公害といえは「典型七公害」や「四大公害」、あるいは足尾鉍毒事件を契機とする明治以来の公害を想起しがちであるが、宮本が挙げているアスベスト災害や原発事故をも公害として認識するならば、公害は過去の問題にとどまらず、現在進行の問題として捉えられるものといえる。

(二) 公害史研究の視点と主要課題

次にこれまでの公害史研究はどのような視点にもとづいて進められてきたのかを確認しておきたい。近代日本の公害史研究を牽引してきた一人である小田康徳は、その第一として公害史をとおして日本における資本主義の展開を考察する視点を挙げている。⁽⁴⁾小田は「今日、われわれが問題としている公害問題とは、まさしく資本主義を基礎として生みだされている自然破壊問題なのである」とし、次のように述べる。

日本における公害問題の歴史的研究は、日本資本主義の形成・展開過程における国家的助成・介入の果たした重要で根本的な役割が、いかに、すみずみまで徹底していたかを示してあまりあるものといわねばならない。

本稿の冒頭でも述べたように、明治維新以後の日本が富国強兵等を通じて近代工業化を果たすなか、いわば影の部分として発生した公害を歴史的に分析することが、日本資本主義の形成と展開の実相を明らかにするものであることを指摘している。そのうえで小田は「公害問題の歴史的研究は、こうして、近代日本の歴史的特徴を、よりいっそう明らかにする一つの重要な素材を提供するものであることは疑いない」と位置づけている。⁽⁵⁾

一方、第二の視点として挙げているのは地域の視点である。この点について小田は次のように指摘している。地方における史料のなかにそこに生きた人びとの意識と行動を探し出し、公害問題をめぐって展開する地域の、

そして日本全体の複雑だが、力強い動きを解明していこう、その具体像をさらに認識し記録していくべきだと思
うに至った。公害とは「中略」それが生じた地域そのものの歴史的状况を炙り出すものとして考えるべきであり、
その解決に至る過程の研究はこれまたその地域の新しい歴史的な流れを形成しているのではないか、言いかえれ
ば公害をめぐる意見の対立は、それを通して展開する関係者の地域認識の歴史的ありようにほかならないのでは
ないか。⁶⁾

第一の視点は公害それ自体を対象に、そのことがもたらした被害や社会的影響、あるいは政府や行政の対応等に焦
点を当てることで近代日本の形成・展開過程を明らかにしようというものだが、この第二の視点は地域という視点か
ら公害をとらえ、当該地域にとって公害がどのような意味をもったのかを探るといふものである。公害という事象や
それがもたらした問題が、地域の人々やコミュニティにとって歴史的にどのような意味を有したのか。小田はそのこ
とを通じて「地域そのものの歴史的状况を炙り出す」「地域認識の歴史的ありよう」といった当該地域の歴史を明ら
かにするとしている。したがって、この場合に公害は地域史を研究するための一つの分析視角という位置づけになる
ともいえるだろう。

こうした二つの視点をふまえたうえで、公害史研究の主要な課題としてどのような論点が挙げられるだろうか。こ
の点について小田は都市公害の観点から次のように整理している。⁷⁾

- ①都市公害は、いつ、どのように形成されたのか
- ②都市公害による環境破壊と被害の実態の再現
- ③公害の拡大が都市発展に及ぼす意味
- ④行政の姿勢、およびそれに関連して、都市計画の実施とその問題点

⑤被害者の運動とその歴史的意義

このように都市公害の発生から展開、行政の対応、被害者の運動と論点が多岐にわたっているが、①の公害発生時期と経過や⑤の被害者（団体）の運動等については、都市に限らないそれ以外の公害についても広く汎用可能な論点といえよう。公害という歴史的な事象に対して、以上のような論点を資料に基づいて解明していくことが公害史研究で目指されたのである。

(三) 公害史研究のあゆみ

では、こうした公害史研究はこれまで歴史学においてどのように取り組まれてきたのだろうか。小田の整理を参照しつつ、これまでの研究史を振り返ってみよう。⁸⁾

戦前から一九八〇年代まで

戦前から戦後すぐにかけての公害史研究は「足尾鉍毒事件のようにドラスティックで著名なものは別として、近代百年の歴史のなかで全国各地に発生した公害問題を本格的な歴史学的考察の対象として、正当に位置づけ、分析するという努力はまことに不十分である」という状況であったという。たしかに、足尾鉍毒事件や大阪の煤煙問題に関する個別研究はみられるものの、全国的な視野に立った公害史の体系的な研究はなされていない。それでも六〇年代になると、神岡浪子による公害問題の総合的把握の試みや小野寺逸也による兵庫県尼崎地域における公害問題の展開に関する研究が進められ、公害史研究の重要性や方向性が徐々に提示され始めた。

七〇年代に入ると、同時代の公害反対運動の高揚に照応して、水俣病やイタイイタイ病等の公害発生企業の責任を

明らかにする必要と結びついた研究¹⁾が進められたほか、明治・大正期の公害にかかる資料の発掘や資料集の刊行が続いた。例えば、足尾や別子等の多岐にわたる公害の資料を豊富に収録した一九七一（昭和四六）年刊行の神岡浪子編『資料近代日本の公害』（新人物往来社）が挙げられる。また、一九七三（昭和四八）年に刊行された小山仁示編『前昭和期大阪の公害問題資料』は、『大阪朝日新聞』『大阪毎日新聞』『大大阪』『都市問題』等の当時の新聞や、『燃料協会誌』『水道協会雑誌』等の専門雑誌から収録した論文や報道記事を掲載したもので、当該期の大阪に発生した煙害や大気汚染等をめぐる実態や影響を知ることができる。他方、公的機関の手による資料集として、一九七二（昭和四七）年刊行の神奈川県立川崎図書館編『京浜工業地帯公害史資料集』がある。これは神奈川県地元紙『横浜貿易新報』の記事を手掛かりに、県内市町村の記録・刊行物や会社社史等から公害関係の記事を抽出して編纂されたものである。

七〇年代に公害に関する資料集の刊行が続いた背景について、前掲『京浜工業地帯公害史資料集』の「序」にある文章が示唆を与えてくれる。すなわち、「公害に関する世人の関心が高まるにつれ、図書館に対する文献や資料の要求も増加しつつあります」との言である。ここには、六〇年代以上に高まりを見せる七〇年代の公害反対運動や公害に対する社会的関心の高まりが、過去の公害への意識喚起につながり、このような資料集の編纂・刊行へと繋がった経緯を読み取ることができよう。七〇年代といえば、公害の激発にともなう国の対策強化や法整備が進められ、いわゆる「公害国会」と称された第六四回国会が開かれ、環境庁が新たに発足した時期である。社会のそうした動向が資料集刊行の背景にあったことを留意しておきたい。

ならば、七〇年代には研究の側面も活発化したかということ、歴史学の研究に限つていうと必ずしもそうともいえなかった。社会学の分野で、飯島伸子による被害住民の公害反対運動を中心とした江戸時代から七〇年代までの公害史

をまとめた研究がなされたが、歴史学においては足尾等の個別の公害について述べたものが散見される程度である。先に指摘した社会的な関心の高まりの一方で公害史研究は進められなかった。この当時の状況を小田も次のように述懐している。

私「小田」が公害問題の歴史に興味を持ち調べ始めましたのは一九七〇年代の初めでした。そのころは、公害問題が社会的に爆発していきまして、「中略」問題を本質的に理解するためには過去にさかのぼって歴史を解明する重要性も唱えられていました。ところが、歴史学界はどうしたわけか、あまり関心を寄せるものもなく、私がこうした研究をしていると言いますと、怪訝な顔をされることの方が多かったのではないかと思わざるをえません。おそらく当時は、公害問題は歴史学上の重要な問題として認識されていなかったのではないかと思わざるをえません。¹³⁾

そうした状況のなかでも、小田は精力的に公害史研究を進め、一九八三（昭和五八）年に同著『近代日本の公害問題―史的形成過程の研究』が刊行された。小田は公害に関する歴史的研究においては、個別の公害を徹底的に研究するとともに、その総合化による公害史の全面的な解明が求められているとし、同書によって「十分なものではない」とはしながらも、「日本における公害問題の歴史的形成とその社会化について全般的な見とおしは与えられているものと思う」と述べている。¹⁴⁾ これまで歴史学の分野では積極的に取り組まれてこなかった社会問題としての公害の総合的な把握を志向した同書の刊行は、公害史研究の一つのメルクマールになったといえるだろう。だが、小田のそうした研究の一方で、八〇年代後半から九〇年代にかけてもなお、個別の公害史はもとより、体系的に公害史を捉えようとする研究はほとんどなされなかったのである。

環境歴史学と公害史

さて、その後の公害史研究のあゆみを振り返るにあたり、九〇年代から二〇〇〇年代に研究が始まった環境歴史学との関係を整理しておきたい。飯沼賢司によれば、環境歴史学は九〇年代より本格的に始まった「気候変動と歴史事象との関係を問題とする」⁽¹⁵⁾研究分野であり、なかでも国立歴史民俗博物館において一九九五（平成七）年に始まった共同研究「日本歴史における災害と開発」の取り組み以降は、特に日本中世史の領域を中心に環境と人間をめぐる諸研究が促進された。飯沼も「二十世紀の最後の七、八年に、すでに述べてきたように災害に象徴される自然から人間への働きかけと、人間から自然に向かう開発との関係を問題にする歴史学の大きな潮流が登場した」⁽¹⁶⁾とこの時期を評価している。こうした観点から、災害と戦乱の関係や景観と開発の問題等が取り上げられるようになった。では、この環境歴史学とはどのような視点にもとづく研究なのであるか。飯沼は次のように提起している（傍線は引用者付与、以下同）。

環境歴史学は自然と人間の関係を意識化した歴史学である。従来の開発史も人間の開発というヒトから自然への働きかけに焦点をあててきたが、環境歴史学は、ヒトから自然への働きかけだけでなく、自然から人間に働きかけられる災害などのファクターをも問題にするのである。そのうえで、自然と人間の変化、すなわち自然とヒトの距離が時代のなかでどのように変化してきたのか、その距離の変化はその時代の人間社会にいかなる意味をもたらしただのかを考察するのである。⁽¹⁷⁾

ここに明らかのように、環境歴史学は自然と人間の双方向の関係を重視した学問である。ならば、大気や水等の環境汚染による人間への被害という観点から、公害史もまた環境歴史学の範疇で捉えられ、その方法論が適用可能なのであるか。筆者の答えは否である。この点について、環境歴史学が登場するかなり以前に、公害研究者の加藤邦

興は公害における自然と人間の関係を次のように規定している。

公害とは、資本による地域ぐるみの人間と環境の収奪であり、そこにおけるもつとも基本的な関係は自然と人間の関係ではなく、人間と人間の関係、すなわち加害者と被害者の関係である。¹⁸⁾

環境歴史学が自然と人間の関係を重視するのに対し、公害はあくまでも「人間と人間の関係」と位置づける。たしかに、大気汚染や水質汚濁等の被害は自然や環境が自生させたものではなく、工場からの排煙・排水等がもたらしたものである。人間の営為が公害を発生させたわけであるから、突き詰めていけばそれは人間と人間（加害者と被害者）の関係性から捉えなければならぬのであり、加藤の指摘は十分に首肯できる。したがって、公害史を研究する際には、人間と人間の関係という視点が重視されなければならない。この点において、環境歴史学と公害史は視点が異なることが明らかである。

公害史研究がなぜ進まないのか

では、あらためて公害史研究について、近年の動向を確認してみよう。『史学雑誌』回顧と展望等を手掛かりにこれまでの研究を振り返ってみると、先に紹介した宮本憲一『戦後日本公害史論』の刊行や植民地における公害史研究の成果等¹⁹⁾を除けば、近年においても当該研究が積極的に進められているとはいえない。小田が述懐した七〇年代の歴史学界の状況と同じとまではいわないまでも、公害史が広範に取り組まれているという評価は下しがたい。ならばなぜ、今日に至るまで公害史の研究が進まないのでしょうか。そのいくつかの要因について考えてみたい。

第一は、「反体制」のレッテルという点である。これについては資料的な裏付けがあるわけではないが、社会学者の鳥越皓之に次のような指摘がある。

水俣などの四大公害の発生に至って、国民は楽天的な発展図式につよい疑問を呈し始めた。けれども四大公害の知識が国民の間にひろがった一九七〇年ごろでも、たとえば大学では環境問題を研究する者は異端者という位置づけであり、助手以上には昇進できない例が少なくなかった。「中略」「環境」を考えることは、国家の経済成長政策の否定であり、反体制とみなされたからである。²⁰

たしかに、公害研究者が助手以上に昇進できなかった事例は確認できるが、ここにいう「国家の経済成長政策の否定」「反体制」という点について、歴史学研究に引き付けて考える場合、戦後歴史学の存在に留意する必要があるだろう。戦後の歴史学は国家の発展の過程を明らかにするという発展段階論の観点から、政治や社会にかかる負の主体や事象については必ずしも検討が進まなかった。²¹ いうまでもなく公害は、近現代日本の発展の影で生じたものである。したがって、鳥越のいう「反体制」という文脈よりは、戦後歴史学においてはそもそも公害が研究の対象として捕捉されなかったという側面があるのではないか。先に指摘したように、公害が日本資本主義の形成と発展を考察するうえで重要な課題であったにもかかわらず、戦後歴史学のそうした潮流が公害史研究の必要性に対する認識を阻んだのかも知れない。

第二は、公害関係資料（特に一次資料）へのアクセスの問題である。これは特に戦後の公害についていえることではあるが、例えば公害に際して行政がいかなる対応をとったのかを探る場合、その主たる分析は公文書（行政文書）が対象となる。しかし、戦後とりわけ七〇年代以降の公文書は、同時代においては公開されないことがほとんどである。二〇〇〇（平成一二）年の情報公開法制定により情報公開請求が可能となったとはいえ、請求の通りすべての公文書が公開される例は少なく、公開されたとしても黒塗りが施され内容がほとんど分からないという問題もある。あわせて、国の公文書館である国立公文書館の設置が一九七一（昭和四六）年であることに象徴されるように、七〇年

代当時にあつては公文書館が未整備の自治体が多く、公文書の収集・管理・公開体制が未整備であつた側面は否めな
い。したがつて研究の素材である資料にアクセスできない以上、研究が進まないという状況にあつたのではないかと
考えられる。他方、個人や団体が所蔵する私文書（個人文書）にしても、戦後の公害の場合、運動や裁判が進行中で
あれば手放されることはほとんどなく、その後も被害者団体等が関係資料を保有し続けることもあつたが、近年では
それも難しく散逸を免れない状況にあることが報告されている²²。また、自治体の公文書館等への寄贈という選択肢も
ありえるが、公害の場合、内容が個人情報等に及ぶことや、公文書館に対する理解もいまだ進んでいないことから、
原蔵者の側がなかなか寄贈の段階までに至らないという事情もある。したがつて、公害をめぐる私文書もまた現状に
おいてアクセスが困難なのである。

（四）小括

これまで公害史研究の成果と課題について論じてきた。公害史研究が近現代の日本を考察するうえで重要な視点で
あるにもかかわらず、戦前の一部の公害のみが取り上げられ、広範かつ本格的には取り組まれてこなかつた状況が看
取できた。その背景として、戦後歴史学における研究潮流や、研究の素材となる資料へのアクセスの問題を指摘した
が、現在の歴史学では多様な研究がすすめられ、個別具体的な事象をめぐる検討も深化している。戦前の公害史が日
本資本主義の形成と展開の実態を明らかにすることを目的としたように、戦後の公害史も日本の高度経済成長の影で
生じた社会の諸相を照射することで、戦後日本の姿をより複層的に明らかにする可能性をもっている。その意味では、
戦後の公害史は戦後史研究の一側面として取り上げるべき歴史的課題といえよう。ただ、その際に重要となるのは、
公文書や私文書等の公害関係資料の存在である。多様な資料が保存・公開されることにより、公害史をめぐる分析の

視角もまた多様となる。しかし、近年この資料をめぐる様々な問題が提起されている。次章ではこの点について論じていきたい。

二 公害関係資料の現状と展望―公害資料館の活動を中心に―

(一) 公害関係資料に対する認識

公害史研究にとって公害関係資料が重要であることは論を俟たない。したがって、これまで公害(史)研究に取り組んできた多くの研究者もまた、そのことを指摘してきた。例えば、加藤邦興は次のように述べている。

公害史研究の本格的発展にとつていまいばん必要とされることは、すでに知られている事件の深い研究というよりは、まだ知られていない全国の無数の事例を可能な限り多く発掘し、さしあたり公害史の骨格をつくりあげることであろう。そして、このさいの発掘とは、一次資料の発掘にとどまらず、「中略」すでに整理された二次資料の発掘も含まれている。社史、伝記、国・自治体の議会史等はこうした作業にとって大きな手がかりとなるものである²³⁾。

加藤は公害史研究の発展のための必要作業として公害関係資料の発掘を重視している。その意味では七〇年代の資料集刊行等の取り組みはこの組上に載るものともいえよう。この時点ではまだ公害関係資料に対する「危機」意識のようなものはみられないが、資料の問題をより切迫した状況として捉えているのは、これまでも登場した歴史学者の小田康徳である。ここでは小田のいくつかの指摘を紹介しよう。

①都市公害問題の歴史的研究の発展のためには、史実の発掘と正しい評価が今日とりわけ重要であることを最後

に指摘しておきたい。私は、このことを機会あるごとに主張してきたし、ささやかながら、大阪の公害問題についての調査を行ったり「中略」論文にまとめてきたりした「中略」。公害問題史の研究自体がまだまだ遅れている中で、史料の発掘は、基礎的な作業となるものであるが、今日ではこれを推進しなければならないのである。⁽²⁴⁾（一九八七年）

②公害問題史の研究に限ったことではないのだが、正しい認識に到達するための基礎は、関係する資料の研究にある。資料の検討を通して見えてくる事実をきちんと確認した上で、それらの関係を相互に位置づけ、問題の全体像を認識していくことが重要なのである。その結果、個々の当事者の認識に当時は存在していなかった事実が新たに追加され、古い認識が深まったり、逆に全体像が違って見えることも起きるかもしれない。現在における公害問題史の研究は、この関係資料の研究を行なうための資料収集、調査になにはともあれ着手しなければならぬ段階だと思ふ。⁽²⁵⁾（一九九九年）

③公害や公害問題を正しく理解しようとするとき手がかりになるのは、その当時に作成されたさまざまな関係資料である。実際、公害問題をめぐる資料は、その形成・展開そして解決過程において膨大な量のものが作成されてきた。「中略」ところが、ちょっとオーバーな表現かもしれないが、このような資料がいまや消滅の危機に瀕しているのである。運動を担った方々が年月の経過とともに社会的にリタイアし、運動の終了とともに多数の資料もどこか人知れず埋もれ始めているのである。やがて、そのような問題があったことさえ、その地域においても忘れ去られる状況が刻々と進展しているといわなければならぬ。公害問題の事実を後世に伝え、それが社会に提起した問題をしっかりと認識していく事業は、いまその基礎を固めなければ将来に取り返しのつかない禍根を残す時期を迎えているのである。⁽²⁶⁾（二〇一五年）

小田のそれぞれの指摘は、いつの時点の公害に関する資料かということが必ずしも明確になっていない側面はあるが、類推するに①や②は過去を含めた公害関係資料全般を念頭に置き、これらの資料が公害史研究に不可欠であり、発掘や収集・調査の必要性を訴えている。一方、③は「運動を担った方々が年月の経過とともに社会的にリタイアし、運動の終了とともに多数の資料もどこか人知れず埋もれ始めている」という言葉からも分かるように、高度経済成長以降に発生した戦後の公害にかかる資料について、現在散逸や廃棄の危機が迫っており、それへの対応が不可欠であることを指摘している。公害史研究のまさに最前線で取り組んできた小田は、当然研究の遂行のために多くの資料を調査してきた。その小田が八〇年代後半より公害関係資料の保存・公開に「危機」意識を強く抱いていることから、これまでに直面している状況がうかがいしれよう。

ところで、公害関係資料に対する「危機」意識を有するのは歴史学者にとどまらない。社会学者である船橋晴俊は、自身が在籍した法政大学において全学機構「サステイナビリティ研究教育機構」（以下サス研）が発足した際、その機構長に就任し、機構内に「環境アーカイブズ」を発足させた²⁷。環境アーカイブズは国内外の環境問題・環境運動等に関する資料を収集・整理・保存・公開する組織であり、ここには公害関係資料も少なからず含まれている。このような組織を発足させようと考えた船橋の認識について、以下の文章を紹介したい。

それでは、なぜ、私自身「船橋」が最初に、環境アーカイブズをやったほうがいいと考えたかという点、それは、私自身の環境社会学の研究の経験に根差しております。私は今まで新幹線公害、新潟水俣病、青森の核燃料リサイクル問題などを調査・研究してきました。「中略」私たちの研究は非常に迂遠なもので、研究をしたからといって、すぐある問題がきれいに鮮やかに解決されるなんてことは、まず、ないのですね。ないのだけれども、二〇世紀、二一世紀の日本に、こういう時代にこういう事件があり、こういう経過があったということは、とにかく

歴史の証人として残しておかなければいけないことだと思う。そういう思いがあったのです。それなのに、情報の蓄積が空っぽのまま、こんなに重要な問題なのに誰も調べる人もいないまま、やがて全てが歴史の闇に埋もれていくということになってはいけません。その歴史の証人としてぜひ、とにかく記録をしなければいけない。研究者というのはそういう思いを持っているのです。資料から得られた知見は自分の論文にも書きませんが、集めた資料を散逸させてはいけません。何とか保管して、それが何十年後、何百年後でも後世の人に見てもらいたい。そういう思いですよ。それが出発点です。⁽²⁸⁾

環境社会学者としての視点から、研究者が収集した公害関係資料を将来の研究に生かす、あるいは将来の研究者に継承することの意義を環境アーカイブズに見出しているのである。現に船橋は自身が研究の過程で収集した資料を環境アーカイブズに寄贈しており、これまで船橋自身を感じてきた資料に対する認識のなかで、公的な機関によるアーカイブズの形成と整理・保存・活用を実現するべく、サス研のなかに環境アーカイブズを組織化することを目指し、それを実行したのである。

小田が公害関係資料の調査・収集や散逸の防止を訴えるのも、船橋がみずから収集した資料の広範囲な公開を目指すのも、いずれも公害関係資料が歴史学や社会学の研究にとって不可欠なものであり、かつ公害の記憶を資料が伝える意義を認識しているからに他ならない。それだけに、公害関係資料をめぐるこうした「危機」的状況からの脱却が図られるべきであり、その役割を担う一つが次に取り上げる公害資料館なのである。

(二) 公害資料館の設立とその意義

公害関係資料を将来に伝えるための役割を担う存在として、近年公害資料館が注目されている。そもそも公害資料

館とは何か。公害資料館の連帯組織である公害資料館ネットワーク²⁹⁾による定義は次のとおりである。

公害資料館とは、公害地域で、公害の経験を伝えようとしている施設や団体のことを指します。公害資料館の機能としては、展示機能・アーカイブズ機能・研修受け入れ（フィールドミュージアム）の三分野のどれかを担っており、必ずしもハードとしての建物の有無は問いません。また、運営主体についても国・地方自治体・学校・NPOなどがあり、公立／民間など様々な運営形態があります³⁰⁾。

これによれば、公害資料館とは公害の経験を伝えようとしている施設や団体のことを指し、展示、アーカイブズ、研修受け入れ（フィールドミュージアム）の機能を果たしているものであることがわかる。二〇一九（令和元）年現在、先述の公害資料館ネットワークに団体会員として加盟している機関等は一六あり、公立の資料館から民間の団体あるいは大学の付属機関等と多岐に及んでいる。近現代日本の各地に発生した公害の数からすれば、その記憶と資料を伝えるための公害資料館の数は決して多くはないのだが、それでも設立された資料館では様々な取り組みがおこなわれている。

ところで、こうした公害資料館が設立される背景を公立の資料館の事例を中心に触れておきたい。林美帆によれば、九〇年代の公害裁判における和解策の一つとして公害資料館が建設されたという³¹⁾。公害資料館の目的は「公害の経験を伝える」「正しい知識を伝える」ことであり、学校での学習プログラム等の観点で特に重視された機能が「展示」と「語り部」であった。例えば、「四大公害」とよばれる各地域に設立された公害資料館³²⁾には、いずれも充実した展示施設が構えられており、当該地域における公害の発端・推移・結末・影響等が多様な資料とともに展示されている。また、語り部についても、各地域の学校等との連携を通じて、公害の被害者が来館者や児童・生徒等に公害の経験を伝えている。しかし、こうした活動のなかで近年とくに問題となっているのは、公害被害者の高齢化にともなう語り

部の減少である。それに対して林は「次の一手」としてアーカイブズの機能・役割に着目している。公害資料館が担うアーカイブズの機能とはいかなるものか、筆者が関わっている法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズの事例から整理すれば、資料の収集・整理・保存・公開、調査研究活動、普及啓発活動等が挙げられる³³。すなわち、公害資料館が収蔵する公害関係資料の整理や公開、あるいは普及啓発等を通して、これまで語り部が担ってきた公害の記憶継承を公害関係資料の存在によって引き継ぐことが可能となるのである。すなわち、アーカイブズの整備は先述した公害裁判の和解の際に示された「公害の経験を伝える」「正しい知識を伝える」ことの実現への寄与に他ならないのである。

(三) 公害資料館を取り巻く諸問題―アーカイブズ学の観点から―

しかし、先ほど紹介した公害資料館ネットワークに加盟する公害資料館のうち、資料の整理・公開といったアーカイブズの機能を有している資料館は必ずしも多くない。なぜそのような状況になるのか。公害資料館を取り巻く諸問題についてアーカイブズ学の観点から整理しておきたい。

公害資料館ネットワークでは、二〇一六（平成二八）年に加盟会員に対して「公害資料館ネットワークにおける今後の事業プラン」として、今後ネットワークが取り組んでほしい事業について広く意見を聴取した。そのなかでは、以下のような公害関係資料に関する要望も多数寄せられた³⁴。

史料の公開（基準）と共有／「資料整理の」ノウハウの共有／非公開のものの確認事項／資料保全の「管理」のガイドライン／資料整理の方法、研修／目録共有（資料を扱う専門家を育てたい）／公害の資料がどこに何があるのか分かるようにしたい／資料保存の具体的方法を学ぶ学習会

ここから看取できる要望の共通点は、資料の整理や公開の具体的な作業方法について知りたいというものである。その背景には、アーキビストや学芸員等の専門職員の不在³⁵、あるいは資料の整理・公開の助けとなるような基準や手引きがないということが挙げられる。そうした要望もふまえ、公害資料館ネットワークでは二〇一三（平成二五）年より開催している「公害資料館連携フォーラム」の場で、資料の問題について以下のような事例報告やワークショップの取り組みをおこなってきた³⁶。

こうした実務的な取り組みの一方で、筆者はかねてから公害関係資料をめぐる学術的な検討も不可欠であることを指摘してきた³⁷。なかでもアーカイブズ学的な研究はこれからの公害関係資料の理解や整理・公開のために必要な課題

開催年（開催地）	テーマと報告者（所属は当時）
二〇一三年（新潟）	テーマ「公害資料の収集・保存・整理の現状と課題」 立教大学共生社会研究センター 平野 泉 廃棄物対策豊島区民会議 石井 亨
二〇一四年（富山）	テーマ「公害資料の収集・保存・整理 資料にまつわる悩みあれこれ」 尼崎市立地域研究史料館 河野 未央、城戸 八千代
二〇一五年（四日市）	テーマ「公開基準についての共通ガイドライン」 四日市再生「公害市民塾」 伊藤 三男 四日市公害と環境未来館 大杉 邦明
二〇一六年（水俣）	テーマ「公害資料の整理と公開」 水俣市立水俣病資料館 香室 結美 国立水俣病総合研究センター水俣病情報センター 蜂谷 紀之 水俣病センター相思社水俣病歴史考証館 葛西 伸夫 熊本学園大学水俣病研究センター 井上 ゆかり

二〇一七年（大阪）	テーマ「公害資料の活用」 尼崎市立地域研究史料館 松岡弘之 西淀川・公害と環境資料館 林 美帆
二〇一八年（東京）	テーマ「展示キャプションの作成を通して資料整理の方法を学ぶ」 法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズ 川田恭子
二〇一九年（倉敷）	テーマ「岡山・倉敷における公害資料の現状と課題」 公益財団法人水島地域環境再生財団 森 久美 岡山県立記録資料館 杉山 一雄

であると考えている。以下、いくつかの研究課題について述べていきたい。

第一に、公害関係資料そのものについての研究がある。例えば、「公害資料とは何か」という論点はその一つに挙げられるし、公害関係資料をより深く理解するためにも、その定義づけは必要となる。この点については、公害資料館ネットワークが二〇一七（平成二九）年に実施した「公害資料等の整備と一般利用に関するアンケート」で示された公害関係資料の以下の例示が参考になる。³⁸⁾

A) 書籍等の一般刊行物（広く一般に販売された書籍・官報・白書）

B) 一次資料

- a) 新聞・雑誌および記事の切り抜き
- b) 調査報告書などの任意出版物（自費出版物を含む）
- c) 学術論文（一般に販売された書籍を除く）
- d) 上記以外の学術研究資料

- e) 行政文書およびその関連資料
- f) 裁判関連資料(判決文、準備書面、証拠書類など)
- g) 事業者・団体およびその職員などが業務等で作成した文書・会議録など
- h) 個人のメモ・日記類
- i) 写真・映像
- j) 各種道具や生活用品・機器などの実用物品類
- k) 生物医学標本・環境試料
- l) 絵画・工芸品その他の作品
- m) 特定の研究者や個人が収集した資料のコレクション
- n) その他

当該アンケートは筆者も含め実際に公害資料館の現場で資料の整理や公開に取り組んでいる職員等によって作成されたものであるため、公害関係資料を一般刊行物と一次資料に分け、一次資料をかなり細分化させた内容は、各資料館の実態に即したものであるといえる。とりわけ一次資料の分類は文書資料のみならず、映像・音声資料や標本・絵画作品等のモノ資料も含めており、公害関係資料の種類が多岐に及んでいることがわかる。³⁹⁾

この分類は資料の形態を軸になされたものだが、他方で資料の作成主体による分類も可能である。同アンケートではこの点についても尋ねており、作成主体を以下のように提示している。

- a) 行政機関
- b) 企業

- c) 公害反対住民運動・患者／被害者支援団体
- d) 裁判所・弁護士
- e) 専門家・研究者
- f) 公害反対運動・患者／被害者支援団体以外の団体
- g) 報道関係
- h) 上記以外の個人⁴⁰⁾

こうした公害関係資料の形態あるいは作成主体別の分類がすべて正しいと断言できるものではないし、それぞれの語義についてより詳細な定義づけが必要であることも指摘できるが、一つの考え方を示している点では注目されよう。公害といってもそれぞれに固有の展開や運動があり、したがってそこで作成される資料もまた一様なものではない。それだけに、こうした類型化を基礎としながら、より多様な事例を収集・蓄積して公害関係資料の全体像を明らかにすることは、資料の観点から公害をめぐる諸問題を照射する一つの視角になりうるし、史料学的な研究はもとより、公害関係資料の整理や公開にあたって、その前提となる資料群構造の把握や資料作成母体の分析等に様々な示唆を与えてくれるものとなる⁴¹⁾。

第二に、アーカイブズ機関としての公害資料館をめぐる研究がある。現在各地に設立されている公害資料館は、設立主体をはじめ、所蔵資料や活動に至るまで多様である。公害関係資料（一次資料）を整理・公開している資料館もすべてではない。そこで、例えば公害資料館における資料整理や公開の在り方等について、これまでのアーカイブズ学の考え方に基づいて一定の指針を作成することができれば、専門職員の不在という課題をふまえるとき、多くの資料館にとって有用ではないか。また、多くの資料館が取り組んでいる展示についても、アーカイブズ学において議論

される理念や方法論等を適用することも可能かもしれない。公害資料館が展示を中心とする博物館的な機能のみならず、多様な公害関係資料を収集・整理・保存・公開する公文書館的な機能を有する施設として今後も在り続けるならば、まさにアーカイブズ機関としての公害資料館の在り方を考察することは重要な課題といえる。先述したように、公害の記憶継承における公害関係資料の利用への比重が高まるなか、その管理や公開のための方法論が求められている。資料へのアクセスの問題をはじめとして、公害資料館を対象としたアーカイブズ学研究の重要性は高まっている。

第三に、公害関係資料の所在把握とその共有化がある。公害関係資料を所蔵している機関は公害資料館に限られてはいない。大学等の研究機関や個人、あるいは自治体の公文書館等も資料を所蔵している。しかし、現在ではどこにどのような公害関係資料が所蔵されているのか、体系的な所在把握がなされていないのである。行政の公文書館等であれば、目録やデータベースが館のホームページ等で提供されており、その所在を知ることができるが、民間団体や個人等ではそうした取り組みにまで及ばないのが現状である。したがってそこに所蔵される公害関係資料については、資料情報が広く公開されていないため、一部の人々にしか知られていないという状況にある。これでは、民間所在の資料は保存の担い手が不在になった時点で散逸・廃棄されてしまう危機を回避できないし、歴史学や社会学等の研究のための情報基盤がなく、公害にかかる諸研究の遂行にも支障をきたすことが大いに予想される。そのような観点から、公害関係資料の所在把握は不可欠である。アーカイブズ学は将来にわたる資料の保存と閲覧および利用を確実にすることを目的とする学問であり、こうした所在情報の把握とその共有化を通じて、公害関係資料の管理・公開の現状を把握し、その継承のためのよりよい方法を構築することは重要な課題といえる。⁽⁴²⁾

おわりに

これまで述べてきたように、公害資料館における公害関係資料の整理や公開等をめぐっては、まだまだ多くの課題を残しており、実務的・学術的双方の取り組みが求められる。公害関係資料が多くの人々に閲覧・利用される体制を整備することは、公害の記憶継承や公害史を含めた学術研究に寄与するばかりでなく、学校教育や企業研修への活用等、様々な形で社会に貢献する可能性をも秘めている。戦前の公害はもとより、水俣病の公式確認から六〇年以上が経過し、高度経済成長期に続発した戦後の公害からも多くの歳月が過ぎた。先述したように語り部の減少に直面するなか、公害関係資料の有する歴史的価値はますます高まっている。すなわち、時代的な要請という観点からも公害関係資料の収集・管理・公開体制の整備は不可欠の状況にある。公害資料館をはじめ、各地の資料保存機関や研究者等との連携によって公害関係資料が将来に継承される体制がととのえば、そのことが公害の記憶継承に繋がり、さらには多様な観点からの近現代日本における公害史研究を可能とするのである。その意味では、公害関係資料をめぐる諸課題に對して、アーカイブズ学からの取り組みのみならず、歴史学の立場からも積極的な発言や関与を続けていかなければならないことを最後に指摘しておきたい。

付記 本稿は、二〇一七年五月一八日に開催された地方史研究協議会研究例会での報告「公害資料をめぐる現状と課題―公害史研究・アーカイブズの視点から―」を基礎に再構成したものである。当日の報告に対しご意見をいただいた皆様に御礼申し上げます。なお、本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）「公害関係資料の適切な管理と公開に関する研究・アーカイブズ学の観点から」（課題番号19K12705）の研究成果の一部である。

注

- (1) 環境基本法第二条第三項。なお、環境基本法の制定以前、公害についての基本法は公害対策基本法（一九六七〔昭和四二〕年制定）であり、この法律のなかでも公害は同様の定義がなされていた。なお、公害対策基本法は環境基本法の制定にともしない廃止された。
- (2) 庄司光・宮本憲一『日本の公害』岩波書店（岩波新書）、一九七五年、二四頁。
- (3) 宮本憲一『戦後日本公害史論』岩波書店、二〇一四年。
- (4) 以下の引用において特に注記のないものは、すべて小田康徳『近代日本の公害問題―史的形成過程の研究―』世界思想社、一九八三年、四〇―二頁からのものである。
- (5) 小田のみならず、同じく公害史研究に取り組んだ神岡浪子も公害史を日本資本主義の発展の文脈から位置づけている（神岡浪子『日本の公害史』世界書院、一九八七年）。
- (6) 小田康徳「私を取り組んできたこと」〔同〕『歴史に灯りを―言ってきたこと、やってきたこと、できなかったこと』阿吽社、二〇一四年）三三六頁。
- (7) 小田康徳「序論 都市公害問題史研究の視点」〔同〕『都市公害の形成―近代大阪の成長と生活環境』世界思想社、一九八七年）八―一〇頁。
- (8) 小田康徳「公害問題史研究の現状と課題」〔日本史研究〕第一四九号、日本史研究会、一九七五年）。以下の引用において特に注記のないものは、同論文からのものである。なお、同編『公害・環境問題史を学ぶ人のために』世界思想社、二〇〇八年、二六六―二七五頁には、公害史をはじめとして、公害に関するこれまでの研究や資料集等の一覧が掲載されており有用である。
- (9) 神岡浪子「公害問題の変せん」〔一〕〔五〕〔都市問題〕第五三卷第一・二二号、第五四卷第一・二七号、東京市政調査会、一九六二―六三年）。

- (10) 小野寺逸也「厄崎における公害問題の展開過程」(一)～(三)、『兵庫史学』第四五・四六・四八号、兵庫史学会、一九六六～六七年。
- (11) 例えば、水俣病研究会「水俣病に対する企業の責任―チソソの不法行為―水俣病を告発する会、一九七〇年、イタイイタイ病訴訟弁護団編『イタイイタイ病裁判』(全六巻) 総合図書、一九七一～七四年。
- (12) 飯島伸子「日本公害史研究ノート」(一)～(五)―被害住民運動史の視点から―(『公害研究』Vol. 三―No. 三) Vol. 四―No. 四、岩波書店、一九七四～七五年)。なお、社会学者の堀川三郎によれば、公害史ではないが、社会学の分野では公害・環境問題に関する研究のピークが一九七一、七四、九〇年にあったという。七一・七四年はこれまで述べたような公害激発期であるということ、九〇年は地球規模の環境問題への関心の高まりが背景にあったという(堀川三郎「戦後日本の社会学的環境問題研究の軌跡―環境社会学の制度化と今後の課題―」(『環境社会学研究』第五号、環境社会学会、一九九九年)。
- (13) 小田康徳「序にかえて―二〇世紀と日本の公害問題―」(前掲註8、同編『公害・環境問題史を学ぶ人のために』一七～一八頁。
- (14) 前掲註4、小田「近代日本の公害問題―史的形過程の研究―」二二～二四頁。
- (15) 飯沼賢司「環境歴史学とはなにか」山川出版社、二〇〇四年、五頁。
- (16) 同右、九頁。
- (17) 同右、一七～一八頁。
- (18) 加藤邦興「展望・公害史」(『科学史研究』II―一五、日本科学史学会、一九七六年) 一七七頁。
- (19) 加藤圭木「朝鮮植民地支配と公害―戦時期の黄海道鳳山郡を中心に―」(『史海』第六一号、東京学芸大学史学会、二〇二四年)、同「近代日本と植民地の公害」(『環境思想・教育研究』第一二号、環境思想・教育研究会、二〇一八年)。
- (20) 鳥越皓之「近現代の社会と自然―総論―」(同編『環境の日本史5』自然利用と破壊―近現代と民俗― 吉川弘文館、二〇一三年) 三～四頁。
- (21) もちろん、こうした考え方が戦後歴史学のすべてであったわけではないことは、これまでの研究が指摘している(例えば、

永原慶二「二〇世紀日本の歴史学」吉川弘文館、二〇〇三年。

- (22) 金慶南の調査によれば、被害被害者団体における関係資料の保存・管理について、「他団体と同居の事務所であり、保管庫内で混在が見られる」「事務所スペースが狭いので、かなり廃棄してしまった（直近五年分保管）」「整理要員は後継者がおらず、困っている」という状況にあるという。一刻も早い対応がなされなければ、貴重な資料の散逸・廃棄がさらに進行しかねない現状を示している（平成二六年度厚生労働省科研費補助金報告書『被害に関する資料等の調査・管理・活用等に関する研究』（研究代表者・金慶南）一〇頁）。

(23) 前掲註18、加藤「展望・公害史」一八一頁。

(24) 前掲註7、小田「序論 都市公害問題史研究の視点」一〇頁。

- (25) 小田康徳「歴史学研究者の立場から考える資料保存の意義」(『Theoria』四〇号、あおぞら財団、一九九九年、その後、前掲註6、同『歴史に灯りを一言ってきたこと、やってきたこと、できなかったこと』に所収) 二三九～二四〇頁（引用は後者より）。

(26) 小田康徳「公害問題資料と資料館の可能性——公害資料館連携フォーラム『富山』の開催——」(『地方史研究』第六五卷第三号、地方史研究協議会、二〇一五年) 六三～六四頁。

- (27) 環境アーカイブズについては、さしあたり筆者による以下の文献を参照されたい。「日本のアーカイブズ界における「環境アーカイブズ」の位置」(法政大学大原社会問題研究所『大原社会問題研究所雑誌』第六九四号、二〇一六年)、「法政大学における「環境アーカイブズ」の取り組み」(『大学史論輯 譽誌』第一二二号、日本大学企画広報部広報課、二〇一七年)、「環境アーカイブズ一〇年の記録」(『記録と史料』第二九号、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、二〇一九年)。

(28) 『第二三回サス研フォーラム講演記録集』環境アーカイブズ資料公開室オープン記念シンポジウム 現代における環境アーカイブズの社会的意義と役割(二〇二二年) 三二頁。

(29) 公害資料館ネットワークについては、林美帆「公害資料館ネットワークの活動と資料保存」(『記録と史料』第二七号、二〇一七年)、同「公害資料館ネットワークの意義と未来」(『大原社会問題研究所雑誌』第七〇九号、二〇一七年)等を参照され

たい。

- (30) 公害資料館ネットワーク編『公害資料館ネットワークの協働ビジョン』(二〇一六年)二頁、<http://kouganinfo/>(二〇一九年一〇月三十一日参照)。
- (31) 林美帆「公害を学ぶ今日的意義―公害資料館連携から見た公害教育―」(『環境教育』Vol.二五―一、日本環境教育学会、二〇一五年)、前掲同「公害資料館ネットワークの活動と資料保存」。
- (32) 【熊本水俣病】水俣市立水俣病資料館(一九九三年設立)、【新潟水俣病】新潟県立環境と人間のふれあい館(二〇〇一年設立)、【イタイイタイ病】富山県立イタイイタイ病資料館(二〇一二年設立)、【四日市公害】四日市公害と環境未来館(二〇一五年設立)。
- (33) より詳細な活動内容等については、前掲註27の各文献を参照されたい。
- (34) 前掲註30『公害資料館ネットワークの協働ビジョン』参考資料―三―五頁。
- (35) 公立の公害資料館の多くは、それ自身が博物館施設あるいは公文書館施設として位置づけられていないことから、学芸員等の専門職員を配置しにくいという事情がある。
- (36) 公害資料館連携フォーラムは、公害の記憶継承や公害地域の再生等の取り組みを学び共有することで、公害教育や公害資料館の可能性について幅広く議論するもので、年一回二〜三日間の日程で基調講演やワールドワークが実施されるほか、「資料」「教育」「企業」等の分科会が開かれ、個々のテーマについて議論がおこなわれている。
- (37) 拙稿「特集にあたって」(『大原社会問題研究所雑誌』第七〇九号、二〇一七年)、同「公害資料館とアーカイブズ学―2017年の環境アーカイブズ活動報告に寄せて」(『法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズニューズレター』第三号、二〇一八年)。
- (38) 「公害資料等の整備と二般利用に関するアンケート」は、公害資料館ネットワーク資料保存分科会と法政大学大原社会問題研究所環境・市民活動アーカイブズ資料整理研究会が共同で実施したもので、対象は同ネットワークに加盟する公害資料館である。二〇一七年二〜三月にかけておこなわれ、同年六月にネットワーク関係者に結果が公表された。なお、当該アンケート

トの結果については、小田康徳「歴史学の立場から見る公害資料館の意義と課題」〔『大原社会問題研究所雑誌』第七〇九号、二〇一七年〕で詳しく分析されている。

(39) なお、当該分類は資料一点一点を基礎的な単位としたものであるため、資料を群として管理している場合や未整理資料等には分類が難しいという側面を孕んでいることは付言しておくなければならない。

(40) 作成主体別の類型化については、これ以前に片岡法子による提示もあるが、ここで紹介した分類とほぼ同様である(片岡法子「公害問題資料って何ですか?」(1)「資料の種類と保存状況」〔Libella〕六六号、二〇〇二年)。

(41) ここで挙げた分類のほかに、小田康徳はより概念的な視点から公害資料館が収集すべき資料として、「地域的あるいは全国的な環境汚染・環境破壊の進行状況さらに被害者の暮らしとその推移が分かるもの」「公害を批判する意識の在り様とその推移を示す記録、運動について考察できる記録」「公害防止技術の開発、その推移を知る記録」等を挙げている(前掲註38「歴史学の立場から見る公害資料館の意義と課題」)。

(42) この点について、筆者は二〇一九年度より科学研究費補助金の採択を受け、国内の資料保存機関における公害関係資料の所在情報把握の取り組みを進めている。これまでの調査ではおもに自治体の公文書館を対象としているが、戦前の公害関係資料はあまり保存されていない傾向がみられる。引き続き調査を進め総合的な把握を目指したい。